

国体出場規定・神奈川県代表選手選考について(2021年7月改正)

1. 国体参加資格

国体本選の参加資格は、国民体育大会実施要項総則「5参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」における各項目に該当するものとする。

1) 成年種別

- ① 居住地を示す現住所（住所を有し、かつ日常生活をしていること）
冬季大会開催年の前年の4月30日以前から本大会終了時まで、引き続き住所を有し、かつ日常生活をしている所を指し、次の2つの条件を満たしていること。
 - ・「住所を有し」とは、神奈川県内に住民票等があることをいう。
 - ・「日常生活」とは、住民票記載の住所において生活している実態があることをいう。※「本大会終了時」とは、冬季大会の各競技会終了時のことをいう。
- ② 勤務地（雇用者と雇用契約を締結した上で現在主たる勤務実態を有する職場の所在地）
冬季大会開催年の前年の4月30日以前から大会終了時まで、引き続き雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。（この場合、住民票の有無は問わない）
 - ・「主たる勤務実態」とは、神奈川県に存する雇用主の職場や事業所等に現実的に通勤し、勤務している実態があることをいう。
- ③ 「ふるさと」選手登録（神奈川県内の中学校又は高等学校を卒業したことが条件）
 - ・所定方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。（予選会から参加する年ごとに申請をすること。）

2) 少年種別 ①、③の詳細は、成年種別①、②と同じ。

- ① 居住地を示す現住所（住所を有し、かつ日常生活をしていること）
- ② 学校教育法第1条に規定する学校の所在地
- ③ 勤務地（雇用者と雇用契約を締結した上で現在主たる勤務実態を有する職場の所在地）

* 注意事項

- ① 神奈川県以外の代表として74回、75回大会に参加した選手が、神奈川県から参加するには、（選考会含む）2年間以上置かないと神奈川県から参加する事は出来ない。但し新卒業者、ふるさと、結婚及び離婚は例外とする。
- ② 神奈川県の選考会に参加し国体本戦に出場希望する選手で、出場資格が在住、在勤の選手は現地に住民票、在勤証明書のコピーを提出しなければならない。
- ③ 故意に参加資格を偽り出場した選手は、神奈川県スキー連盟競技本部主催の各種事業の参加を2年間認めない。
- ④ 国体本戦参加希望者は、本ツール内「競技上の注意」及び本項目「選考についてを」を確認すること。
- ⑤ 選考された場合、参加資格確認書を選考提出すること。（HPからダウンロードする）

* 参加資格などの問い合わせ先は競技本部国体委員会迄

3) 選手の年齢基準

- ① 少年女子 平成15年(2003年)4月2日から平成19年(2007年)4月1日生(但し、中学生は中3のみ)
- ② 成年女子A 平成9年(1997年)4月2日から平成15年(2003年)4月1日生(19歳以上24歳未満)
- ③ 成年女子B 平成9年(1997年)4月1日以前の出生者(24歳以上)
- ④ 少年男子 平成15年(2003年)4月2日から平成19年(2007年)4月1日生(但し、中学生は中3のみ)
- ⑤ 成年男子A 平成7年(1995年)4月2日から平成15年(2003年)4月1日生(19歳以上26歳未満)
- ⑥ 成年男子B 昭和62年(1987年)4月2日から平成7年(1995年)4月1日生(26歳以上34歳未満)
- ⑦ 成年男子C 昭和62年(1987年)4月1日以前の出生者(34歳以上)

2. 神奈川県代表選手選考について

上記国体出場資格のいずれかに該当し、下記の選考基準を満たしたものを選考する。

1) 選考基準

- ① 当連盟が主催する事業に積極的に参加し、また国体選考会において成績が優秀な者。
GSL種目については、選考会において選考基準ポイントをクリアした選手。
ただし、大学生は、全日本学生スキー選手権と重なる場合は、その成績を考慮する。
- ② 今年度の神奈川県スキー選手権においてGSL総合優勝した選手は、今年度の国体神奈川県代表選手に推薦する。(国体選考基準(種目GSL)を参照)
ただし、今年度の国体スキー競技会神奈川選考会において出走しなければならない。
- ③ 前年度国体において3位以内入賞及び2大会以上入賞者で、入賞が期待できる者。
- ④ 神奈川県代表選手としてふさわしい者。
- ⑤ 国体健康診断を受診し、健康であると認められた者。
- ⑥ S A Jが事前に予選会を免除した選手以外は全て選考会でスタートした選手から選考する。
- ⑦ ノルディック種目(クロスカントリー、ジャンプ、コンバインドについては別途定める。
後日、HPにて掲載する。

2) 選考方法

大会終了後選考委員会を開催して、上記の条件を十分満たした者をその場において候補選手として内定し、理事会において承認後、県体協に推薦し決定とする。

3) 選考委員会構成

国体派遣選手選考規程第2条に基づき、会長又は副会長、専務理事又は常務理事、競技本部長、競技本部理事、競技本部コーチ若干名。